

## 東かがわ市賃借料情報

令和7年4月1日から令和7年12月31日までに農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法)により公告された賃貸借における賃借料(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

### 東かがわ市農業委員会

#### 田の部

公告された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
相生地区	20,800	20,800	20,800	2	使用貸借 34
引田地区	10,000	11,600	5,000	4	使用貸借 17
小海地区	—	—	—	0	使用貸借 4
本町地区	—	—	—	0	使用貸借 12
白鳥地区	4,000	5,000	2,000	25	使用貸借 26
福栄地区	6,600	10,900	1,900	27	使用貸借 23
五名地区	—	—	—	0	使用貸借 5
三本松地区	—	—	—	0	使用貸借 0
誉水地区	6,000	6,000	6,000	2	使用貸借 74
丹生地区	—	—	—	0	使用貸借 39

#### 畠の部

	平均額	最高額	最低額	筆数	備考
全域	—	—	—	0	使用貸借 12

\* データ数は、集計に用いた筆数です。

\* 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

**\*備考は使用貸借(賃借料が無償)の件数を表示しております。**

\* 地域の平均に比べて著しく高額または低額な案件(±70%)は参考データから除いています。

\* 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い「利用権設定事業(相対での農地貸借)」が令和7年3月31日に廃止されたことから、賃借料情報についても令和7年4月からのデータで算出しています。

農地の貸し借りは原則的に農地バンクを通じた契約をすることになっていますが、今までの標準小作料制度に代わり、地域における賃借料の目安になるものとして農業委員会が調査し、提供するものです。